

# PALLET

一般社団法人  
山形県社会福祉士会  
子ども権利擁護委員会  
2024.2.Vo1.004

新しい一年が始まりました。PALLETでは、子どもの権利に関する情報や現場で活躍している仲間の活動についてご紹介します。子どもの権利について一緒に考えるきっかけになれば幸いです。

## 山形県内における高等学校のスクールソーシャルワーカーの現状と、今後の方向性について

山形県教育局高校教育課

指導主事 寺澤 聡

日頃から本県の高等学校教育に対して御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、10月に文部科学省から公表された「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果によると、山形県の公立私立高等学校の不登校生徒数は588人となり、令和3年度と比較して102人の増加、また、在籍生徒1,000人当たりの不登校生徒数は22.1人で、全国平均20.4人を上回る結果となりました。

さらに、いじめの問題や中途退学、特別な支援を要する生徒への対応等、生徒指導上の課題は山積しており、文部科学省もこうした課題には外部専門家と連携しながら対応することの必要性を指摘しています。これまで山形県教育委員会では、全県立高等学校にスクールカウンセラー（以下、「SC」）を配置し、教員とSCが協力しながら、生徒や保護者が学校生活を送る中で抱える様々な悩みや困りごとに対応してきました。

しかし、近年、家庭環境等に困難を抱えた生徒や保護者が増加し、教員やSCだけでは対応することが難しい状況も出てきました。

こうした状況に鑑み、山形県教育委員会では、令和5年度から各地区の定時制や通信制を設置している県立高等学校に、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」）を配置し、各校に派遣する事業を開始しました。具体的には、村山地区は霞城学園高等学校、最北地区は新庄北高等学校、置賜地区は米沢工業高等学校、庄内地区は庄内総合高等学校をそれぞれ拠点校としてSSWを配置し、地区内の高校へも各校の要請に応じて派遣する体制としました。SSWの配置時間は週1.5回～3回、年間157時間～315時間となっており、各地区の学校数等によって差はありますが、早速、拠点校での個別事案への対応や、市町村の福祉部局等との連携に向けて活動していただいています。

不登校の生徒や経済的に困難を抱えた保護者に対しては、今まで教員だけでは気づけなかった新たな視点からの対処法や連携先を示していただき、生徒や保護者の困り感の解消に向けて活動していただいております。

特に、市町村の福祉部局を始めとした、様々な関係機関との連携については、我々教員には経験もノウハウも不足している部分でありましたので、SSWの方に学校と生徒を関係機関につないでいただき、生徒や保護者のみならず、教員も助かっているところです。

課題としては、今年度からの事業ということで、SSWの職務内容等について、教員の理解が不十分なことが挙げられます。山形県教育委員会では、各種研修会等において本事業についての周知に努めているところではありますが、配置されたSSWの方には拠点校を始め、各高校や各地区での研修会を実施していただいているところです。今後、教員のSSWに関する理解が進むにつれ、ますます活用が進んでいくものと考えております。

山形県教育委員会としては、各学校におけるSSWの活用状況や相談内容を分析しながら、よりよい教育相談体制の構築・整備に向けて研究を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様方からの御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。





## こども家庭庁とこどもの居場所

2323年4月にこども家庭庁が新たに設置されました。

政策の柱は、①結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指す

②全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

③成育環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

の3つになっています。

深刻な少子化や貧困、虐待、いじめ、こども自身が感じる幸福度の低さ(38カ国中20位)や子育て負担の増などの複雑で多角化した課題に対応していくというねらいがあるようです。

具体的な取り組みのひとつとして、「こども・若者の居場所づくり」が推進されています。『ここにいってもいい』『ここにいたい』と感じられる場所(人間関係)があることはエンパワメントの源になります。しかし、コミュニティが小さく狭くなっていることは否めない状況です。その中で学校、家庭の他にも居場所があるということは、こどもの成長やウェルビーイングに影響し、ひいては権利擁護になるということが推進されている理由ではないでしょうか。

今後、こども権利擁護委員会として、一社会福祉士として、「こどもまんなか」を謳うこども家庭庁の政策に注目し、実際の業務と連動させていく必要があると感じています。

子どもに関わっていると、思わぬことに直面することってありますよね。そんな時みなさんは、どうしているのでしょうか？これは私が最近経験したエピソードですが、皆さんのエピソードも共有してみたいですね。



めだかおじさん

めだかおじさん、と呼ばれたことがある。メダカの世話が得意なのと、欲しがる子どもさんにあげたりしていたことが理由である。目をキラキラさせてもらってくれたり、毎日ママに面倒を見ている子どもの様子を見ると、その子の好奇心の強さや繊細さに気づく。

夏休み明けからほとんど学校に行かなくなってしまった小学1年生のAくん。家では家族への暴力もあり、両親とも疲れ果てていた。

Aくんの自宅を訪問すると「自分の部屋を案内したい」と2階に上がり、たくさんのおもちゃで一通り遊び、次に「外に行こう」と誘われて庭に出て「自転車に乗ろう」と物置から自分と母親の自転車を出してきた。はて、どうしよう…

リスクも頭に入れつつ、腹を決めてとことん付き合ってみようと、母の承諾を得て自転車に乗る。するとどうだろう、Aくんはしっかり危険回避して自転車に乗るではないか。

後日、母と面談したところ、たくさん遊んでもらってその日は落ち着いて過ごした、と言う。Aくんが必要としているのは有り余るエネルギーに負けず、とことん一緒に付き合ってくれようとする相手だったのではないか。それに応えることで、私自身もAくんと信頼関係を深めることができたという実感もあった。

子どもと信頼関係を築こうと関わっていると、ときにリスクが顔を出す。自転車はもちろん、めだかだって、死んでしまったときのショックや落ち込み具合を想像すると、リスクはある。たがら一歩踏み込めないもどかしさや、やるべきかどうか悩んだり、ジレンマを感じ、悩みながら、これからも困っている子どもと関係を築いて行かなければならないのだろう。

ところで皆さんは、子どもに関わっていますか？子どもとどう向き合い、どう関係性を構築しているか、仕事に限らず、自分の子育てでもいいので、皆さんの悩みや工夫を聞いたり、共有してみたいですね。自分の子ども、となると、途端に色々不安になってくるのですが…わかりますか？この気持ち。

# 生活困窮者自立支援の現場から

その人は散らかった電気もつけない暗い部屋の自分のベッドに腰をおろして、首をたれてじっと床を見つめていました。

やらなくちゃいけないことも、自分の子どもにやってあげたいこともたくさんあるしと相談室では困った顔でたくさんお話をされる方です。私は、ちょっぴりやりすぎかなあと思いながら、エプロン片手に定期的に訪問することにしました。そこまでやるのは、良いか悪いか…、迷いながらもずぼっと突っ込んだ両手。

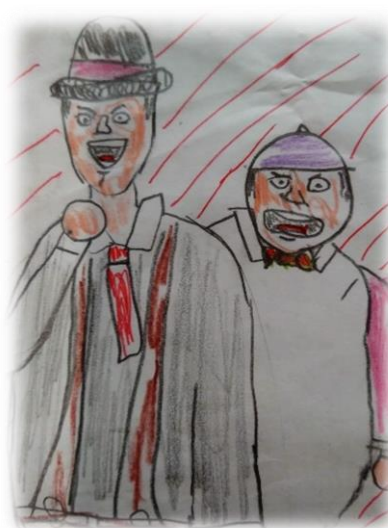
そうしておうちに入り一緒に家事をしてふっと彼女を見たときの光景が1行目でした。相談室ではわからない彼女の圧倒的な孤独感を感じて少し怖いくらい。彼女には小さなお子さんが居ますが、ご自身も幼いころから大変な苦勞をしてきた方です。きっと小さなころからずっとひとりで頑張っていた、これが彼女の姿だったのかと、その時、ハッとしたのでした。

生活困窮者自立支援事業相談支援事業を担当して7年目。現在生活がままならない方や、様々な問題が絡まってしまってがっかり元気をなくされている方への生活のお手伝いをするのが私たちの仕事です。対象となる方は幅広く、例えば経済的な問題が現状でない場合でも、今後生活困難が見込まれるのであれば対象ですし、対象でなくとも断らずにきちんと関係機関に繋ぐことを目的として、さまざまな相談支援にあたっています。

時々子どもに関わるケース会議に呼ばれ、その際はだいたいが養育者（多くは親）側の支援に関わるものとして呼ばれます。私たちがかかわっている相談者が“問題のある親”として議題にあがることもあるからです。

「みんなむかしはこどもだった」

問題には原因があって背景がある。分野を横軸に通ず試みが盛んですが、そのほかに時間を軸に考える“縦軸”も取り上げられるようになりました。縦にも横にも糸を張って織物を織るようにできるだけ隙間のないセーフティーネットをつくりたいと思います。そして、私もその1ピースになれば嬉しいです。さあ、がんばろう！



子どもの支援をしていく中で、子どもは笑顔を見ながらも、「それが子どもの本当の成長につながっているのか？ 援過多ではないのか？」等の疑問を抱くときがあります。皆さんは、いかがでしょうか？今回は、そんな時にふと読みたくなる本をご紹介します。

カリール・ジブラン

子どもの支援をしていく中で、今行っている支援がで子どもは笑顔になっているが、それが子どもの成長につながっているのか？今支援が本当に未来につながるのか？支援過多ではないのか？」等の疑問を抱くときがあります。皆さんは、いかがでしょうか？

私が、そうした疑問を持った時に思い出す、カリール・ジブランの詩「子どもについて」をご紹介しますと思います。これは、カリール・ジブラン著「預言者」の一節です。親からの質問の答えとして記されていますが、家族だけでなく支援をする私たちも、こうした意識を忘れてはいけないのではないかと思います。

様々な方が訳していますが、この度は佐久間 彪さんが訳したのからご紹介したいと思います。「子供について」  
あなたの子は、あなたの子ではありません。

自らを保つこと、それが生命の願望。

そこから生まれた息子や娘、それがあなたの子なのです。

あなたを通してやって来ますが、あなたからではなく、

あなたと一緒にいますが、

それでいてあなたのものではないのです。

子供に愛を注ぐがよい。でも考えは別です。

子供には子供の考えがあるからです。

あなたの家に子供の体を住ませるがよい。

でもその魂は別です。

子供の魂は明日の家に住んでいて、

あなたは夢のなかにでも、そこには立ち入れないのです。

子供のようになろうと努めるがよい。

でも、子供をあなたのようにしようとしてはいけません。

なぜなら、生命は後へは戻らず、

昨日と一緒に留まってもいません。

あなたは弓です。

その弓から、子は生きた矢となって放たれて行きます。

射手は無窮の道程にある的を見ながら、

力強くあなたを引きしぼるのです。

かれの矢が遠く遠くに飛んで行くために。

あの射手に引きしぼられるとは、

何と有難いことではありませんか。

なぜなら、射手が、飛んで行く矢を愛しているなら、

留まっている弓をも愛しているのですから。



カリール・ジブラン 著 佐久間 彪 訳

#### 編集後記

2024年も一か月が過ぎ、立春を迎え春の気配が感じられるようになりました。時折見える青空に向かって昇り龍のごとく（今年は辰年）邁進していきましょう。子ども権利擁護委員会の活動へのご意見をぜひお寄せください。

